

2026年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験

(商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

注意 1. 指示があるまで開かないこと。

- この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
- 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
- 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
- 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
- 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
- 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
- この問題冊子の5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
- 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、創業以来、関東地方において、高校生向け英語教室を運営している、取締役会を設置する株式会社である。現在に至るまで、甲社の取締役会は、創業者である A、A の長男である B 及び次男である C の 3 名で構成されており、代表取締役社長は A である。
2. 甲社においては、令和 4 年 4 月から、A 及び留学経験のある C が中心となり、大学生や社会人を対象に海外の大学に留学することを目的とした英語教室（以下「海外留学用の英語教室」という。）を新規に開校するために、プロジェクトチームを立ち上げ、準備を進めてきた。そして、C は、海外留学用の英語教室は、昨今の留学ブームを的確に捉えていることから、関東地方及び近畿地方で開校すべきと考えている。そこで、C は、マーケティング調査を実施したうえで、令和 5 年 3 月の取締役会において、令和 7 年 4 月を目処に、関東地方及び近畿地方で海外留学用の英語教室を同時に開校するという提案を行ったところ、B は反対したものの、A 及び C が賛成したので、C による当該提案は承認された。
3. B としては、C が、自分に相談もなく自分を蚊帳の外に置いて、海外留学用の英語教室を開校しようとしていることが面白くなかった。そこで、B は、大学時代の友人であり、起業願望の強い X 及び Y に海外留学用の英語教室の概要について話をしたところ、X 及び Y から「それなら、いっそのこと、僕たちと一緒に起業して、近畿地方で海外留学用の英語教室を開校しよう。甲社は、まだ海外留学用の英語教室を開校していないし、近畿地方にも進出していないから、問題はないよ。海外留学用の英語教室は、将来性があるから金融機関も融資をしてくれるよ。」と提案された。B は、A への後ろめたさはあるものの、X や Y と一緒に、近畿地方で海外留学用の英語教室を開校する乙株式会社（以下「乙社」という。）を設立することにした。
4. そこで、B は、甲社の承認を得ることなく、X 及び Y と一緒に出資して、令和 6 年 1 月、乙社を設立したうえで、乙社の唯一の代表取締役として、近畿地方で海外留学用の英語教室を開校した。甲社が海外留学用の英語教室を開校していないこともあって、乙社の海外留学用の英語教室は好評を博し、乙社は現在までに 3,000 万円の純利益を計上している。

5. C は、令和 7 年 3 月、海外留学用の英語教室の準備のため京都に出張したところ、乙社が海外留学用の英語教室を既に開校していることを知り、乙社について急いで調査したところ、B が乙社の代表取締役に就任していることを知った。そして、このことを C が A に相談したところ、A は、怒り心頭に発して、甲社を代表して B に対し損害賠償請求を行うことにした。

〔設問〕

甲社としては、B に対して、会社法に基づく損害賠償請求をしたいと考えている。その際、甲社は、どのような主張をすべきか、また、甲社の損害賠償請求が認められるかについて、検討しなさい。

民事訴訟法

【事例】

Xは、Yとの間で甲土地の所有権をめぐって争いを生じたことから、令和6年1月、Yを相手取って、Xが甲土地の所有権を有することの確認を求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）。

【設問】

以下の各問について民事訴訟法上の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1

本件訴訟において、Xは、甲土地は、令和3年3月31日、甲土地の所有者であったAとの間の売買により、Xが所有権を取得したものであると主張した。これに対してYは、甲土地は、令和4年9月30日、X・Y間の売買により、Yが所有権を取得するに至ったと主張した。これに対し、Xは、Yの主張する前記売買の事実を否認して争った。

本件訴訟において当事者の提出した証拠から、Yの主張する売買の事実が認められる一方、その後XがYから甲土地を買い戻した事実（以下「本件事実」という。）も明らかとなった場合、裁判所は、本件事実を当事者の主張がなくても判決の基礎とすることができますか。

問2

本件訴訟では、審理の結果、Xが甲土地の所有権を有することを確認する旨の請求認容判決が言い渡された（以下、この判決を「前訴判決」という。）。前訴判決確定後、令和7年4月、Xは、再びYを相手取って、甲土地の所有権に基づき、甲土地の明渡しを求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「後訴」という。）。

後訴において、Yは、X・Y間の売買を主張して、Xの所有権を争った。Yの主張は許されるか。

刑事訴訟法

以下の【事例】を読み、後記【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 E県警察F警察署所属のK巡査部長は、令和6年4月15日午後2時過ぎ、同県警察本部指令室からの無線により、F市内において拳銃と登山用ナイフを所持し、覆面をした2人組の男（ともに長身で痩せ型、一方は黒っぽいジャンパーに紺色のジーパン、もう一方はグレーのブルゾンにカーキ色のチノパンをそれぞれ着用していた）による銀行強盗事件が発生し、犯人らはE銀行F支店から600万円余を強奪して逃走中であることを知った。
- 2 同日午後10時30分頃、長身の若い男2人がF市G町付近を国道沿いに歩いていたという情報がF警察署にもたらされた。F警察署所属のL巡査部長は、K巡査部長から指示を受け、同日午後11時頃から、同じくF警察署所属のM巡査長ら4名の警察官を指揮して、F市H町所在の国道三叉路において緊急配備につき検問を行った。
- 3 翌16日午前0時頃、個人タクシーの運転手から、F警察署に、「E鉄道のG町駅付近で若い2人連れの男から乗車を求められたが乗せなかった。後続の白いミニバンに乗ったと思う。」という通報があった。
L巡査部長らもこの通報を共有していたところ、同日午前0時10分頃、G町駅の方向から白いミニバン（7人乗り3列シート）が近づいてきたため、M巡査長は、赤色灯で合図して路肩に同車を誘導した。
L巡査部長が、停車したミニバンの車内を見ると、運転席にいる運転者のほか、2列目の座席には、背格好や着衣が手配情報と合致する2人の若い男（XとY）が窮屈そうに座っており、3列目の座席には、アタッシュケースとリュックサックが置いてあるのを認めた。
- 4 上記ミニバンの運転者の供述から、XとYをG町駅付近で車に乗せI市方面に向う途中であることがわかったが、L巡査部長が運転者の上記供述について確認を求めて、XとYは何も答えなかった。
不審の念を強めた警察官らは、継続して質問する必要があると判断し、両名に対して、最寄りのF警察署に同行するよう求めた。ミニバンの運転者からも降車を求められたXとYは、F警察署への同行を承諾したので、同日午前0時25分頃、L巡査部長らは、ミニバンから降りた両名を、2台の警察用自動車にそれぞれ乗車させた。
乗車するのに先立ち、M巡査長が、両名の承諾を得てその着衣を外から軽く触って所持品を確認したが、拳銃や登山用ナイフのような物の感触は得られなかった。また、Xが、ミニバンの3列目の座席に置いてあったアタッシュケースとリュックサックをともに抱えていたので、L巡査部長が開披するよう求めたが、Xはこれを明確に拒否した。
- 5 同日午前0時45分頃、一行を乗せた警察用自動車はF警察署に到着した。
その後すぐに、Xは同署第1取調室においてK巡査部長から、Yは第2取調室においてL巡査部長から、

それぞれ引き続き質問を受けたが、両名は黙秘の態度を変えなかった。

この間、上記のアタッシュケースとリュックサックは、Xがいる第1取調室の出入口脇のテーブルの上に置かれていた。Xは、K巡査部長から、質問の際、その開披を繰り返し求められたが、その都度これを明確に拒否した。

6 K巡査部長は、このようなやりとりを続けていても埒があかないと考えるに至り、同日午前1時10分頃、「リュックサック、開けてみるからな。」と言うと、Xの承諾のないまま、リュックサックの施錠されていないチャックを開けてみたが、チャックの隙間からは中身がよく見えなかった。そこで、同巡査部長が、中に右手を差し入れて内容物を逐一取り出したところ、入っていたのは緑茶のペットボトル、フェイスタオル、携帯電話の充電器・ケーブル、長財布であった。

7 K巡査部長は、「これじゃあ、どうしても納得がいかない。」と言って、今度はアタッシュケースを開けようとしたが、鍵がかかっており、鍵の提出を求められたXがこれを拒否したため、M巡査長がドライバーを差し込んで鍵の部分をこじ開けたところ、すぐに中にE銀行F支店の帯封のしてある札束が見えた。

そこで、K巡査部長は、同日午前1時16分、Xを、E銀行F支店に対する強盗の被疑事実で緊急逮捕し、その場でアタッシュケース、帯封のしてある現金等を差し押さえた。

8 L巡査部長は、K巡査部長から、アタッシュケースから札束が発見されたことの連絡を受け、同日午前1時20分、Yを、Xの共犯として、同じく上記強盗の被疑事実で緊急逮捕した。

9 Xは、概要、以下のような強盗の公訴事実に基づいて、公訴を提起された。

「被告人（X）は、Yと共に謀の上、金員を強取しようと企て、令和6年4月15日午後2時頃、E県F市所在株式会社E銀行F支店において、Yがいわゆる客溜りから所携の拳銃を構えて執務中の同支店行員A（当時24歳）らにこれを突きつけ、『動くな、静かにしろ、動くと撃つぞ。』などと怒号し、Xが登山用ナイフを携行してカウンター内に乱入し、所携の登山用ナイフを同支店行員B（当時30歳）に突きつけ、『静かにしろ、殺すぞ。』と申し向けて脅迫し、同人らの反抗を抑圧したうえ、出納係備付の現金ボックスから同支店支店長C管理に係る現金605万1600円を強取したものである。」

【設問】

以下の問い合わせに答えなさい。なお、問い合わせの順序に従い、かつ、問い合わせの番号を明記して解答しなさい。

1 項目番号6のK巡査部長の行為は適法か、具体的な事実を摘示しながら論じなさい。

2 公判を担当する検察官は、上記強盗の公訴事実を立証するため、アタッシュケースに入っていた現金、帯封（項目番号7）の取調べを裁判所に対して請求した。

裁判所は、上記現金、帯封の証拠能力についていかなる判断をすべきか、具体的な事実を摘示しながら論じなさい。

